

# 真庭市立勝山小学校 いじめ防止基本方針

## いじめに関する現状と課題

・本校は6学年の内2学年が2学級編成(2・4年生)となる。複数の教員で学年全体の児童に関わるが多いため、児童の人間関係の変化に気づきやすい。児童の特性としては、きまりを守ったり、教師の指示に素直に従ったりできる児童が多いが、一部の児童の問題行動に影響を受け、生活に乱れが生じる児童がいる。また、身の回りの人間関係の問題に気づいたり、自分たちで問題を解決したりする力が少し弱いので、からかいや暴力で辛い思いをする児童が出てくることがある。

・最近SNSを利用する児童が急激に増えている。SNSに伴う人間関係の変化(希薄化、コミュニケーション能力の低下)やネットいじめなどが危惧されるため、児童のスマートフォン・携帯電話及びタブレット端末の保持状況を把握し、家庭の協力を得ながら、ルール作りを進めていくことが大切であるが十分にはできていない。また、タブレット端末持ち帰りが頻繁に行われるようになってきているので、使用に関してのルールを徹底させる必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

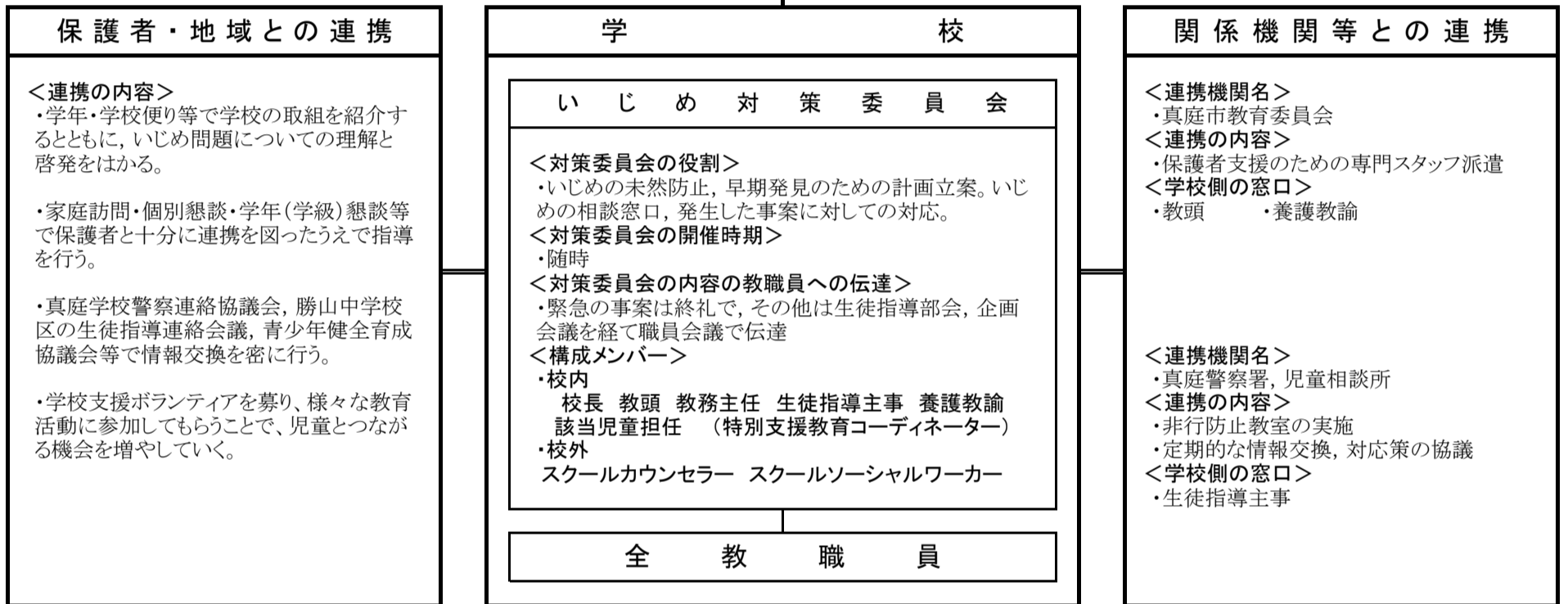
・いじめの未然防止に向けて、集会活動、縦割り班活動等の支え合い、助け合う仲間作りを進めるとともに、道徳等で思いやりの心や正義感を育む。

・いじめの早期発見のためのアンケート、教育相談を定期的に行う。

・いじめの対処のために職員間の連携を図り、研修を行う。

<重点となる取組>

- ・いじめを許さない心を育てる。
- ・学期に1回教育相談週間をもうけ、担任と児童が相談する機会を設ける。その際事前にアンケートを行う。
- ・6月のいじめについて考える週間では各学年・学級においていじめの指導、取組を行う。また、12月の人権週間にも同様の活動を行う。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動全般において、いじめを許さない正義感を育て、相手を思いやる優しい心の育成を図る。</li> <li>・「いじめについて考える週間」を設けて、全校で道徳・学級活動などの時間にいじめについて考え、いじめをゆるさない心の育成を図る。</li> <li>・なかよし遊び、週3回の縦割り掃除など縦割り班を活用して望ましい集団づくりを行う。</li> <li>・自分や友だちに対しての不合理なことが言葉にして伝えられるよう、コミュニケーション能力の育成を図る。</li> <li>・SNS、ゲームなどインターネット上で起こる問題について、児童に啓発する授業を行う。</li> <li>・学年・学校便り等でいじめに関わる問題について保護者に啓発を行う。</li> </ul>
②	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年に3回いじめについてのアンケートを行い、アンケートをもとに、児童と学級担任との教育相談を行う。</li> <li>アンケートの中で気になる事案は職員間で連絡を取り合い、しばらく様子を観察する。アンケートは全てファイルにつづり、指導の記録を残しておく。</li> <li>・学年・学級通信及び連絡帳等で保護者との連絡を密にする。</li> <li>・年間8回希望する保護者に対して教育相談の機会を設ける。</li> <li>・QU等の検査を用いて、学級内の状態を知り、人間関係改善の手がかりとする。</li> <li>・特別活動・生徒指導部会において毎月気になる児童について話し合い、企画会議、職員会議に情報提供する。</li> <li>・SNSなどインターネットの利用について定期的にアンケートを行う。</li> <li>・SNSなどインターネット上の諸問題について、中学校、保護者、外部機関等と情報交換を行い、トラブルの早期発見に努める。</li> </ul>
③	いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめと思われる事案が発生したら、校長・教頭に連絡する。(「報・連・相」の徹底)</li> <li>・当該児童をすぐに保護する。</li> <li>・生徒指導担当、学年担任等で情報の収集を行い、事実関係を確認する。</li> <li>・いじめ対策委員会を開き、対策を講じる。</li> <li>・いじめを行った児童から事情を聞くとともに、間違った行動について指導する。</li> <li>・いじめに関わった児童のいる学年(場合によっては学校全体)に指導を行う。</li> <li>・当該児童及びいじめを行った児童の保護者へ連絡を取る。</li> <li>・教育委員会等関係機関へ連絡する。</li> <li>・いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、支援体制を整える。</li> <li>・いじめを行った児童の行動を観察し、必要に応じて指導を行う。</li> <li>・当該児童の保護者に定期的に学校生活の状況を連絡する。</li> <li>・スクールカウンセラーによる教育相談を行う。</li> </ul>